

## 第4章

## 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保（子ども・子育て支援給付関連）

## 1 認定こども園の普及にかかる基本的な考え方

## 【基本的な考え方】

認定こども園は、近年の急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴い、保護者や地域の多様化するニーズに応えるため平成18年から開始された制度です。

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、本市においても、平成26年度現在、幼保連携型7園、保育所型1園、幼稚園型7園が福岡県知事の認定を受けています。

子ども・子育て支援新制度は、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しており、国では、認定こども園の認可・認定手続きの簡素化などにより、既存の保育所や幼稚園からの認定こども園への移行をやすくするなど、その普及のための施策を打ち出しています。

認定こども園は、本市においても各提供区域における教育・保育に係る提供体制を確保するために重要な役割を果たす施設となっており、今後の普及にかかる基本的な考え方を整理しておく必要があります。

## 【今後の方針】

- 保育所や幼稚園等の既存施設からの認定こども園への移行については、園児等の保護者や地域のニーズ、状況等を踏まえて事業者が自らの意思で選択できるよう、正しい情報の提供など適切な支援に努めます。
- 教育・保育の必要量とその確保にかかる調整（需給調整）について、既存幼稚園・保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、供給が需要を上回る場合にも、認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定していく方針とします。なお、移行にあたっては、国の考え方に従い、希望園及び周辺の利用実態を踏まえた定員設定を行うこととし、具体的な数は久留米市子ども・子育て会議において、その都度検討します。

## ＜参考＞既存の幼稚園・保育所が認定こども園に移行する場合の需給調整

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園の普及の観点から、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行うことになっています。
- 本来、「需要<供給」であれば、法の規定により、供給過剰となるような新規認可をしなくてもよいとされていますが、その原則について、既存の幼稚園・保育所に限っては適用しないものです。その定員規模については、あらかじめ一定の数を本計画で定めておくこととされています。幼稚園が2・3号定員をとって認定こども園になる場合、保育所が1号定員をとって認定こども園になる場合の双方に同様に適用される考え方です。

需要＋「都道府県計画で定める数(※)」> 供給  
⇒ 原則認可・認定（適格性・認可基準を満たす申請者）

※久留米市は中核市で認定こども園の認可・認定権限を持つため、原則として、この数字を市の計画で定めることとされています。

## 2 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供

### (1) 教育・保育

#### 【基本的な考え方】

本市では、「保育に欠ける子ども」の育ちを支える児童福祉施設である保育所において、その質を高めていくことが行政の責務であるという考えの下、保育の質の向上を図るため、積極的に研修を推進してきました。

また、公立保育所と私立保育所により構成された久留米市保育所連盟においても、保育実践により蓄積された豊富な知識と経験を基に、専門研修や課題研修等、保育の質の向上に視点を充てた研修に取り組んできました。

そうした取り組みの成果として、保育の質とは、

- (1) 保育職員の保育に関する専門性や人間性などの「保育職員としての質」
- (2) 保育所の運営、職員間の共同性及び保育所と保護者や関係機関、地域などとの連携をさす「保育組織の質」
- (3) (1)・(2)を基盤として編成される保育過程や具体的な指導計画、保育環境などの「保育実践の質」

の3点であるとまとめられています。（「平成25年度研修のあゆみ」より）

子ども・子育て支援新制度においても、児童福祉法上の市町村の保育実施責任は変わらず残っており、今後もこの3つの観点に立って保育の質の向上に取り組んでいきます。

一方、幼児期の学校教育については、各幼稚園においてそれぞれに研鑽が積み、各園の建学の精神に基づく園内研修などにより高められてきました。

市内の私立学校及び宗教法人としての独自性を生かした幼児期の学校教育の蓄積は、市立幼稚園を持たない本市において、今後保育所から認定こども園への移行が進むときに一つの参考になるものです。今後も、各園の取り組みや合同研修を支援していきます。

#### 【今後の方針】

- 子どもの人格が尊重され、豊かな人間性を育むため、人権を大切に作る心を育てる教育・保育を推進します。
- 公私立保育所で構成された久留米市保育所連盟による研修の充実や保育実践の蓄積を踏まえ、認定こども園や届出保育施設等の保育施設、事業者及び保育従事者の質の向上に努めます。
- 「保育士・保育所支援センター」（※）において、基本研修と職場実習を実施します。
- 子ども・子育て支援の担い手である保育士の確保については、保育士・保育所支援センターの求人・求職情報の提供や就職支援セミナー等による働いていない保育士への就業支援、大学等の保育士養成施設による卒業生ネットワークとの連携などに加え、保育職員の処遇環境の整備に努めていきます。
- 養護児加配保育士の人件費補助を始めとして、保育環境改善のための支援により確保してきた水準を維持します。
- 保育認定の子どもの食育推進のため、3歳以上の子どもについて完全給食を実施します。
- 既存の幼稚園・保育所からの認定こども園への移行状況を踏まえ、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の合同研修を検討します。

(※) 保育士・保育所支援センター：

待機児童解消策の一環として、保育士資格を持っている方の就労と保育事業者（保育所）の人材確保を支援するため、平成26年7月15日から無料の職業紹介事業を開始。  
保育所への就職希望者（有資格者）への情報提供、保育士を求人している保育所との間を仲介・あっせん、就職セミナー等を実施。

## （2）地域子ども・子育て支援事業

### 【基本的な考え方】

本市では、これまでも様々な市民のニーズに応じたきめ細かな子育て支援事業を実施してきましたが、子ども・子育て支援法では、「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけられています。

久留米市では、市内9か所の地域子育て支援センターや児童センター等の市が設置している施設において、子どもとその保護者が自由に来館し、サロン活動等を通じて、親子の交流や保護者同士の交流、子育ての悩みについての相談ができる場の提供を行っているほか、民間が運営する「信愛つどいの広場」や、市が設置し、子育て支援を行っているNPO法人が事業を実施している「子育て交流プラザくるるん」においても同じようなサービスの提供を行っている資源があります。

また、市内には、保育所や幼稚園が約100か所ありますが、通っている保護者の子育てに関する相談を行うことはもちろんのこと、園庭開放や地域行事への参加などを通じた地域との交流を行う中で、保育所に通っていない子どもの保護者の相談を受けたり、アドバイスを行ったりするなど、それぞれの地域の中で子育て支援に対する社会的役割を果たしています。

さらに、主任児童委員や民生委員などの地域で活動をしているボランティアを中心に、小学校区単位で実施されている「すくすく子育て委員会」や、子育て当事者により結成されている子育てサークルでの活動、大学生がボランティアで地域での子どもと交流を深める活動を行ったりしています。

こういった施設や活動の場以外でも、ファミリー・サポート・センターを運営するNPO法人や民間の保健師、助産師等が、子育てに関する悩みや相談に対応しているなど、久留米市には、子育て支援を担っている社会的資源が豊富にあります。

このような民間団体等での取り組みが、社会全体で子どもと子育てを支援していくためには必要不可欠です。

このため、こうした活動をネットワーク化し、民間が担うべき役割と、行政が責任を持って果たすべき役割をお互いに理解し、一人ひとりの子どもの育ちを保障していくという共通の目的を達成することを目指して協調行動を取っていきながら、お互いが活動しやすくなるような環境整備を行っていく必要があります。

また、子育て支援を行うにあたっては、困りごとを抱えている保護者や子ども本人に対しての支援を行いながら、家庭全体を支援していくことを目指す必要があります。

行政の役割として、まずは児童虐待や発達に課題を抱える子どもなどのハイリスク家庭に対して、家庭全体をとらえた対応をしっかりと行っていくことが最優先となりますが、子どもの成長を取り巻く環境はその家庭ごとに違っていることから、それぞれの家庭に応じた子育て支援サービスのコーディネート機能や地域社会との関係づくりを支援していきます。

### 【今後の方針】

- 子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援を実施します。（第3章参照）
- 子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、地域子ども・子育て支援の担い手となる人材の確保に努めます。

- 地域における子育て支援機能を充実するため、子育て当事者間の交流・相互扶助を促すとともに、地域・行政との連携を強化する取り組みを実施します。

### 3 幼保小連携等の取り組みの推進

#### 【基本的な考え方】

保育所、認定こども園、幼稚園といった就学前に通う教育・保育施設から、小学校へ入学することは、子どもたちにとって大きな転機となります。その不安や期待が、一方で落ち着きのなさや新しい環境の不適應として現れてしまうことがあります。そのため、この転機にかかわる大人たちが幼保小連携の取り組みによって、教育・保育施設での生活を通して学んできたことを小学校生活の中でも十分に発揮できるように、就学前から小学校へスムーズな接続を図り、就学前の教育・保育施設と小学校の不必要な「段差」を解消して子どもたちが安心して小学校生活を送れるように環境を整える必要があります。

本市では、このような考えのもと、教育・保育の一貫性を目指し、「幼保小合同研修会」を開催し、子どもたちが小学校入学後の新しい生活にスムーズに移行できるように、それぞれの教育・保育の場での学びの内容や生活の様子について交流しています。

平成23年度からは、1校区で実施していた取り組みの成果の共有を、ブロック単位に広げることにより、地域の実態に即した効果的な連携及び教育・保育内容の構築を図ってきました。

また、小学校入学にあたっての心構えや学校での生活の様子などの紹介を内容とした啓発誌「にじのかけ橋」や、幼児期から小学校児童期へ繋ぐための情報を共有するコミュニケーションツール（にじいろノート）の作成等に取り組んでいます。

今後もこれらの取り組みをはじめとした幼保小連携の取り組み等を推進していきます。

#### 【今後の方針】

- 各小学校区を中心に実施している幼保小連携の取り組み（連絡会、交流活動、学校訪問、授業参観、運動会参加など）についてブロック内の幼保小で情報共有しながら、より効果的な連携のあり方を検討していきます。
- 各ブロックで検討した効果的な実践成果を市内のすべての教育・保育施設、小学校などへ情報提供することにより、さらなる取り組みの推進を図ります。
- 保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブ（学童保育）を利用できるよう、相互の連携を図ります。